

第 26 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日 時：令和 3 年 4 月 30 日(金)

10 時 00 分 ～11 時 40 分

場 所：全 員 協 議 会 室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

- 1 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について
 - (1) 条例改正（案）の新旧対照表
 - (2) 議会改革に関する検討結果 第 5 回（案）について

- 2 附帯決議について

- 3 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について

- 4 その他

○次回開催 5 月 17 日（月） 13 時 30 分 全員協議会室

【議事の経過】

(開議 10時00分)

牛尾委員長 | 第26回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。
では議題に入る。

議題1 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

(1) 条例改正(案)の新旧対照表

牛尾委員長 | 説明をお願いします。
近重係長 | (以下、資料をもとに説明)
牛尾委員長 | 説明された件について質疑はあるか。
(「なし」という声あり)
一応法令担当と相談してこの結果になったので、了解ということでしょうか。
(「はい」という声あり)
近重係長 | 今は総務課の法令担当との協議をした段階である。本日正式に皆の了承をいただいたので、次に法令審査会にかけて文言等の修正は入るかもしれないが大きく変わることはない。
牛尾委員長 | 了解した。

(2) 議会改革に関する検討結果 第5回(案)について

牛尾委員長 | 書記から説明をお願いします。
下間書記 | (以下、資料をもとに説明)
牛尾委員長 | この内容でよろしいか。黙読する時間は取らなくてもよいか。
(「はい」という声あり)
ではこの結果をもって議長へ。当然法令審査会を待ってからになるが、どのくらいになるか。
下間書記 | 報告は今日の段階で議長にさせていただく。同時並行で法令審査会を受けつつ、その法令審査の結果によって議会運営委員会での条例改正案をつくっていく。これでよろしければ本日付けで議長へ報告する。
牛尾委員長 | 下間書記の言うとおりで了解をいただけるか。
(「はい」という声あり)
では全員の了解を得たので、よろしくをお願いします。

議題2 附帯決議について

牛尾委員長 | 書記から説明をお願いします。
下間書記 | (以下、資料をもとに説明)
牛尾委員長 | この件について何かあるか。
小川委員 | 附帯決議というのはなじみがなく国会の衆参両院で出てきて聞くくら

いで地方議会ではあまり耳にすることがなかったが、今説明された中身は国会における附帯決議の手續きと、今説明した地方議会でやるとしたらこういうことがポイントではないかと説明があったが、ほぼ同じ運用と考えてもよいか。それとも国会と地方議会とでは違いの性格の部分があるのか。

下間書記

国会の附帯決議案の出し方がわからないので何とも言えないが、今示しているのは地方議会で実際にできる流れである。特に浜田市議会は採決前に自由討議を入れているので、浜田市議会としてやるならこの流れがベストと考えて資料をつくった。

小川委員

地方議会において附帯決議をされている事例は幾らかあるのか。

下間書記

浜田市議会ではやったことがないが、よそでは多くではないが事例はある。広島市、彦根市、上越市、丹波市など。

佐々木委員

決算では附帯意見というのがつく。力も受けとめ方も違うと思うが感覚としてはどう捉えたらよいか。

下間書記

今まで浜田市議会は決算時に附帯意見をつけて認定しているのだが、あれは委員会内で意見をつけるにとどまっている。委員長報告でも触れているが意見を付しての認定ということで、決議案ではない。あれをもっと議会としての意思にするなら、議案の形にして本会議に提出すれば決議案になるので、より強くなる。

昔からこれを決議案にしたほうがよいのではという意見は出ていたのだが、決議案にせずとも執行部側から翌年には附帯意見に対する対応を報告され、浜田市の場合は議会の決議といかない意見に対して慎重かつ丁寧に扱ってもらっている事実があるので、決議案にまではしていなかった。もっとより強固に議会としての意思を表明するなら、附帯意見を紙ベースで議案として附帯決議案として出せばよいことというか、より進んだことになると思う。

牛尾委員長

議会の権能として存在しているので、手法として案件によってはそういうことをするのも議会の活動というか見せ方ではあると思うので議案によってはあえてすることも一つのありようではないか。その分議会が活性化しているのではという印象を受けるのでは。

下間書記

決算の場合は時間をかけて附帯意見を練る時間もあるが、予算の場合はそこまで時間がない。大体、議案に対する採決をしたらそこで終わる。その後に附帯決議案を委員会として採決するなら、それまでに調整をしておかないといけない。附帯決議案をつくり上げておかないといけないので、時間的に水面下の作業が必要かと思う。浜田市議会は予算決算委員が議長を除く全議員なので、附帯決議案を予算決算委員会で誰が提案するのか。どこかの会派から議員2名以上で提案することも可能だし、事前に総意でつくれそうなら会派代表の連名で出す方法もある。委員会で提出する場合は。

委員会内で可決されれば、予算決算委員会委員長が本会議で提案する

小川委員

のが、一番強い意思のあらわれかと思うが、まず予算決算委員会で誰がつくって誰が提出するかを水面下で進めないといけない。

出す時期は案件が可決または修正議決された後とのことだが、案件によっては賛成多数と見通せるものがあるだろう。その場合、提出の時期はその時であるが、審議の過程でも準備はできると思う。請願も同じ扱いになる。委員会または2名以上の提案のいずれも可とあるがこういったことは可能性としても既に決まっていることか。それとも実際にされているところはこの形で運用しているのか。

下間書記

本会議に出しているのは委員会で出されているところが多い。

小川委員

括弧書きされている部分は、どこかの議会がこういう形でされているということなのか、2名以上の提案があればできるというのはどこかで決まっているのか。

下間書記

議員2名以上で提案できるというのは、議案の提出は会議規則に定められているように定足数の12分の1以上なので浜田市議会だと2名以上のためである。

小川委員

この附帯決議案も同じ扱いで提案ができると。

下間書記

はい、議案なので。

牛尾委員長

提案はできるが委員会で附帯決議を可決したような案件でないと、本会議で諮るときに全体の賛成を得ることが難しい案件があるかもしれない。提出はできるが、急に本会議に提出しても驚かれることがあるかもしれない。

佐々木委員

附帯決議をつけた案件とは、他市の事例でも予算関係が一番多いのか。請願でもあるのか。

下間書記

附帯決議案は一般会計予算や補正予算で提案されるのが半分以上である。条例のところに要望や意見をつけることはそうない。予算は款項が議決項目であるが、予算の中の一事業について問題がある、といったことが多いので予算が一番つけやすいし自分たちの考えが言いやすいと思う。

請願で附帯決議というのではないと思う。請願はあくまで請願者が出してくるもの。決議案ではなくて意見を付すことができることにはなっている。

笹田委員

採決前に自由討議とあるが、これをしなければできないわけではないのだろう。

下間書記

自由討議をしないとできないものではない。

笹田委員

まず採決してその議案が通った後に出すのが決議案である。多数決で議案は可決された。可決はしたが決議案を出したいと。可決した後に。今の説明だと採決前の自由討議で話をしてとなっているがこの時点では可決されるかどうかわからない。可決された後にうちの会派でこういうことを考えているから決議案を提出したい。可決された後なので。そういったケースを考えていたのだが。それではだめなのかなと。

下間書記	それでもよいが、自由討議で同意を得てない段階で議案採決をして、どこかの会派が何名か以上で出してきたら、その決議案が可決される可能性が少し低くなるかもしれない。自由討議を踏まえた意見を盛り込んだ決議案が出てきたほうが、より可決する見込みがあるかと思う。
笹田委員	ケースによって、委員会からでなくてもできるのか。
下間書記	できる。その場合は予算決算委員会で採決するのではなく、いきなり本会議に出してもよいかもしれない。
笹田委員	可決されるかどうかわからないのに、否決される可能性があるのに手を挙げるのもどうかと。可決はされたが附帯決議案を出したい場合もある。
下間書記	できるが、ただ会派間での調整や意見を聞きながらつくったほうが、より附帯決議案が可決されやすいことがあるので、自由討議を通したほうがすんなりいくということだ。
笹田委員	個人的な意見であるが、これは委員会で可決されようが否決されようが、法的な拘束力はない。つまり本当にこれを考えてほしい場合は委員会で否決されたとしても、本会議に出せる可能性もあるのか。自分たちがこれだけ考えていることを執行部に一石を投じる可能性もある。委員会で否決されて本会議でもう一度提出することも。予算決算委員会は議長を除く23名が参加しているが可能性としてゼロではない。委員会で否決されたからといって本会議で勝負しても形としてはありだろう。
下間書記	可決されたものに対して附帯決議はできるので、本会議で可決されれば出せる。
牛尾委員長	可決されなかったら。
下間書記	附帯決議ではない。
笹田委員	委員会で可決したものを委員長提案で出す。もし委員会で可決された場合はその附帯決議案を。それがだめだった場合は再度本会議で、例えば僕ともう一人が、やはりおかしいということで再度附帯決議案を出す。
下間書記	委員会で可決されて、委員長名で出すがそれも本会議で可決された後でないと出せない。
笹田委員	例えば附帯決議案が委員会で否決されたとしても、やっぱり出してほしいから本会議場で再度提案するやり方もありか。
下間書記	ありだが、本会議で可決されれば出せる。本会議で議案が可決されたら出せる。
笹田委員	要するに決議はもちろん重いから聞いてくれるかもしれないが、本会議でそれをやることで一石を投じることができるのではないかということ。否決されたとしても。
牛尾委員長	ただ本会議で可決されないとそれは出せないのだから。
笹田委員	本会議で理由を述べて提案はできる。
下間書記	そもそも議案が可決された後でないと決議案は出せない。
笹田委員	もちろん。決議案を出したいという提案は本会議でもできるだろう。

古森局長 委員会で可決された。そこで決議案を上げることは通常の流れ。それでオーケーなら本会議で可決されれば委員会からの提案になる。しかし委員会で決議案が否決されれば、それが納得できない方は本会議でダイレクトに提案するという意味合いか。

笹田委員 はい。

古森局長 それはできる。

笹田委員 議員としては、ここをしっかりと考えてほしいと再度言うにはパフォーマンスではないがもう少し考えてほしいと一石を投じる、先ほど委員長が言ったが議員活動として必要ではないかと思う。2度否決されても提案自体が。それができるか、できないかの話。委員会で否決されたものを本会議場でもだめなのはわかっているが、やめてくれとなるのか、それでも提出してもう一度訴えてもいいのか。

牛尾委員長 笹田委員が言うように、本会議で可決されたが可決について不服がある場合、可決された議案について。例えば予算案について。可決はされたけどそれに対して不満がある場合には出すことは出せるのでは。

下間書記 よいが、うちの予算でいえば予算決算委員会は議長を除く全議員が参加しているので、予算決算委員会で決議案が否決されたなら本会議に通るはずがない。通らなくてもパフォーマンスとしてやれるかという話なら別だが。

笹田委員 パフォーマンスというよりも、もう一度考えてほしいという意味で。

牛尾委員長 自由討議にしよう。笹田委員が言うのは、例えば予算決算委員会で可決されたがやはり不満がある。本会議に上がって可決された後に行えるかどうか、ということだろう。それはあくまでパフォーマンスだが、意思を示すことはできる。そういうことではないか。

笹田委員 可決されたが、そのうちの一事業についてはもう少し考えてほしいという意味で附帯決議案を出さないかという議案を出す、ということ。

牛尾委員長 大方の場合はその前に否決されるだろうと思うが、附帯決議案を出す案を出すことはできると。

下間書記 それでも予算決算委員会にも出したほうがよいかも。しれない。

牛尾委員長 予算決算委員会にも出して、本会議にも出すと。

下間書記 はい。

笹田委員 だからどちらでもよい。例えば可決されたが本会議までに時間があり、やはりこの事業は附帯決議案を出すべきだということもある。そうすると委員会に出さずとも本会議場に出すこともできるのだろう。

下間書記 できる。

笹田委員 2回出すこともできるし、委員会で1回で終わることもできるし、本会議でも出せるということか。

下間書記 はい。

牛尾委員長 今までは委員会で可決されて本会議でひっくり返されることは何回かあるが、附帯決議はやったことがないので、一度そういった案件がでれ

下間書記

ばやってみるのも一つの訓練かもしれない。

ちょうど今言われたようなことが資料2ページの著者のコメントにもある。どのみち本会議で提出しなければいけないなら、委員会で附帯決議案を出しても二度手間に、今の箇所では二度手間とは言われていないがダイレクトに本会議に出してもよいのではと。段階を踏んで委員会を経て本会議をやったほうが意思を示す強さに違いが出てくると書かれている。段階を迫ったほうが強いというのはあるが、直接ダイレクトに本会議に提出することはできる。

笹田委員

これを確認したのは、もう一つ重たい案件がある。もう一つというのは修正動議である。過去修正動議を提案したことがある。西村議員と西川議員の3人でふるさと体験村の件で。それは本会議に出した。本当は予算決算委員会にも出すべきだったのかと思ったからである。予算決算委員会では反対答弁だけ行って、結局可決されたが予算に対して反対して修正動議を出した。本当は委員会でも出すべきだったかと思う。附帯決議案には法的効力がないが、修正動議には可決されれば法的効力がある。順番的に修正動議のことも考えておかないといけないのかとも思った。

下間書記

修正動議を委員会で出して、委員会で可決されれば、委員会としてまた本会議に議案を出せることになるので、それは確かに重いし、予算決算委員会は議長を除く全議員なので、もともと執行部が出してきた予算では可決しないという意味である。したがってかなり強いと思う。

牛尾委員長

議会も何かがあると頭に入るが平々凡々と流れるとそういうことが身につかない。おかしいと思うことがあれば、ルール内でできることをやっていくことが議員レベルを上げる訓練だと思う。そういった案件があった場合は会派代表者会議を行ってみんなの意思を確認しながらやる必要があるかもしれないし。ただ一つの会派が自己満足で終わるならそれで終わるし。ただそうではなくて全体としてとなると会派がつながって会派代表者会議がよいのか自由討議がよいのか、十分議員間討議をしながらお互い認識し合うと持っていくやすいのかなと思うし。

笹田委員

それもよいが、各派交渉会もそういう案で使えるのか。

牛尾委員長

各派交渉会は今のところ人事案件しか扱っていない。

下間書記

各派交渉会はどこにも明記されていない会議。各派交渉会や会派代表者会議は定められたものではないが協議は可能である。

沖田委員

今の浜田市議会は、これを出せないわけではないだろう。先日の臨時会議でも金城の水道タンクをめぐって採決に入りかけたが、休憩を取った。その後、やはり大きな案件であったので自然発生的に各派交渉会的な流れになったと自分は思っている。したがって、一々やりなさいというものでもないのでは。

牛尾委員長

この間の問題は正副議長からもオーケーが出てなかったという話を後で聞いた。正副委員長は、今予算を通さないと12月に間に合わないという執行部の説明を素直に受けとめられたのだろうと外から見て思うわけ

だ。しかし全体のことを考えると委員会でしっかりもんでおかないと問題がある。報道機関もああいったところを待ち構えて書きたいと考えているから。片方でよいことを書いてもらっても並列で何を書かれるか。常任委員会が機能していなかったのではと感じる。

西田委員

今まで予算決算委員会では附帯意見を出したが、附帯決議はそれよりも少し重い。皆の意思をまとめて重たいといえば重たい。しかし考え方としては附帯意見の延長のようで、実際に効力がそれほどあるものでもない。今までのイメージとすれば附帯意見をつけて出したものと同じでそんなにさほど言い方が違うけどない気がする。ただ、浜田市の過去を思い返すと、弥栄のふるさと体験村の件もあったし、数年前には観光協会の件もあった。今までも浜田市議会では附帯決議に相当する案件は時々出ているものの、折々に議会側の意見を聞いて執行部側も意見を聞く中で歩み寄ってくる。議会側が附帯決議でやろうとする直前に執行部のほうもある程度折れて執行保留にするなど。附帯決議が出る前に折り合いをつけて歩み寄っているのかなと気がしている。浜田市の場合、附帯決議までいく以前にどこかでおさまりをつけている気がしている。それほど水面下、議長団なり委員長と執行部との間で多少協議されおさめどころをその都度その都度出されている気がするので附帯決議まではいくケースはあっても行く前に何らかの形でおさめられている気がして。予算決算の場合は附帯意見として皆さんの意見をまとめて出されるということなので。私はあまり決議を重く見ていない。

古森局長

重いのは否決なり修正であって、賛成だが執行保留がその上くらいにある。今回の附帯決議はさらに緩い、注意して執行してといった感じでしかないのだ。

牛尾委員長

附帯決議については以上でよいか。

(「はい」という声あり)

執行部は議会の議決権に対して敬意を表し努力されている実態はあるが、なれ合いといえばなれ合いという見方をされるため、折によってはこういうことをしてもよいのでは。議会はこういったこともできるということは必要ではないかと。あとは議員個人や会派の判断かと。

下間書記

委員長と西田委員が言ったように今、浜田市長は議会を重く受けとめているので、決議案を出さずとも審議内で出た意見でもって撤回されたり、事業内容を途中で変更されたりもする。もっと敵対をしている、すごく対立している市議会だったらこういった決議案を出して、議会の意思を示して市長が撤回や事業変更するといった流れであると思う。必要に応じてやってみてもよいと思うし、予算修正案のようなやり方、附帯決議をつけるやり方、予算の組み替え動議というのものもある。予算の組み替え動議も修正よりは緩い感じではあるが議会としてはやりやすい方法論である。予算組み替え動議は修正案とは違い、予算を当該動議に示された内容に改めることを予算編成権のある市長に対し要求するものであ

る。修正案は財源からして全部つくって提示しないとイケない。予算の組み替え動議は楽である。少数会派などが提出される案件が多く、否決される場合も多いらしいが、割に楽にできるらしい。

牛尾委員長

例えば今回の水道の議案でいえば、1億5,000万円がそのまま上がったとしてもだめということで。それに1億5,000万円使わずに1億5,000万円を例えば予備費へ回すと。タンクをつくるために。少し荒っぽい解説かな。予算をどこか違うところへ予備費か何か置きかえて、当該目的の予算を執行させない、組み替える。この予算をこっちにすると。そういうことだろうか。勉強会で一度やったことがある。

下間書記

執行保留でなく組み替えで。

牛尾委員長

執行させない。その目的で。その予算を組み替える。

笹田委員

予算合計はそのまま、事業を組み替えてくれという話だろう。例えばどういうときに。委員長が言うように予備費に回したら事業自体がなくなるのでそういった形だと。執行できなくなるわけじゃないか。

牛尾委員長

執行させないために組み替えさせる。

笹田委員

難しいなと思って。

牛尾委員長

議会運営委員会の委員長がいる議会の勉強会で、修正動議の出し方や予算の組み替え動議の出し方を勉強したほうがよいように思うが。組み替え動議は楽である。修正動議はつくらないといけない。ここでやるよりも勉強会でしたほうがよいと思う。

西村委員

勉強会はぜひやってほしい。できれば、浜田市議会での数年間に起こった実例をもとにやってほしい。講師がいれば一番よいのだが。講師がないという状況であるならば財政課と我々と思った。

例えば、ふるさと体験村の件は、本会議で予算の修正案を出した経緯があるが、あれも予算決算委員会に出せばよいと客観的には言えるかもしれないが、経験がないというのもあるが全体の雰囲気からしてふるさと体験村の事業以外は皆基本的に賛成できそうだったので、あのような修正案に踏み切ったということでもある。結局ケースバイケースである。西田委員から紹介された事例も含めていろいろな状況がその時々でどういふ提出があるのか。そのあたり実例をもとに勉強すれば果たす役割も違う。法的定めの有無や。実務例も取り入れながらやる勉強会は非常に身につくではと思って発言をした。

牛尾委員長

15年位前に何名かの議員で半年間集中的に財政課を呼んでいろんな勉強会をした。その都度一般質問で生かすのでメンバーを増やそうかとしたところこらえてほしいと。これ以上になると執行部もつらい部分があると。今の件は内部講師では難しいかもしれない。外部講師で廣瀬さんなどがよいのだが。今年度は決まっているので新年度で今の件を。いろいろな手法を身につけておかないと議員として議員の本分をもう少し発揮できる場が必要かもしれない。わかってないとやりにくい。次回の勉強会には今の件を必ずお願いする。

ではこの件については以上とする。

議題3 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について

牛尾委員長

説明をお願いします。

下間書記

(以下、資料をもとに説明)

牛尾委員長

できればこの件がまとまれば、この任期中にまとめを議長に渡したい。「若者や女性を初めとする多様な人材の立候補を促すために各議会、各政党において育成の場づくりを行うべきである」この辺があると思う。私たちが考えないといけないことは議会も世代交代する中で世代交代しやすいように、若い人や女性が手を挙げやすくしないといけないが、どのような仕事をして報酬がこのくらいで、具体的にそれで生活がやっていけるかということをレクチャーする機会が必要なのだろう。これなら自分も手を挙げられる。これなら子育てをしながら、例えば女性ならこれならできそうだなといったことを踏まえて。今までは各議員はそれぞれ志を持って立候補されたのだろうが、もっとサポートする塾のようなものがあれば、安心して立候補できただろう。一般論でいえば仕事を持って元の職場に復帰できると。今はそうではないかもしれないが。そういったものがないと思いついて立候補できない。もっと身近に立候補できるシステムというか情報を流してあげるものをつくったほうがよいのかと。女性については誰しも立候補の権利は認められているのでなぜ少ないかといえばどのくらい負荷がかかるか実際にわからないから手を挙げにくいのだろう。今後の任期までにどういう提言がまとめられるかを今日の宿題に持ち帰っていただきたい。それについて何かご意見があるか。

小川委員

候補者を3分の1にするとか出すのが各政党の課題だったりすると思うが、自治体としてできるとしたら、長野県のある市でやっているモニター制度。それに参加した方が3人くらい議員になられた事例がある。制度面から議会改革の中でやれる課題があるか。先般江津でもそういうことを目的とした研修会が開かれたようである。それらを参考に検討してもよい。

牛尾委員長

誰でも簡単に立候補できる方法論をレクチャーするというのとは一方では例えば報道機関の取材でライバルが増えるけどよいのか言われたがそういうこともあると思うが議員の仕事が、立候補するしないは別にしてそういうことに興味を持った方がいればこういったことをしていると。年間これくらい拘束されていると。そういった情報をレクチャーする機会があってもよい。10月には改選があるしなかなか難しい問題ではあると思うが。それぞれ現状における一定の見解。次の議会に元気で優秀な人材が出てきてほしい気持ちは持っている。次を引き継ぐ人が浜田市議会の未来を誰に背負ってもらうか。そういう人材に出てきてほしい。そういう人が一人でも多く手を挙げてもらうにはどういった方法論がある

のかということに悩む。答えはないが。近道は議員職はどんな仕事で報酬はどれくらいで年間拘束される日数を明らかにすることでやってみようという人も増えるのではないかと。それだけではないと思うけど。

ということで、これは宿題として持ち帰っていただき、次回によろしく願います。

議題4 その他

牛尾委員長

それから10月までにやっておくべきことがほかにあったらどうか。監査の件は。

下間書記

議員研修会をするので。

牛尾委員長

その研修が終わってからだろうか。

下間書記

はい。あとは政策討論会をどう結論づけるか。今は一応規程がきちんとあるわけで。

西川副委員長

行政視察報告の実施や議長任期など。

笹田委員

予算決算委員会の委員長報告が必要なのか疑問に思う。あれは執行部に向けてやっているのか。少し理解しがたくて皆さんはどう考えているのかなど。

下間書記

委員長報告の一番の目的は、普通は委員外議員の方にどのように審査がなされたかを示すものである。うちの予算決算委員会は議長を除く全議員が委員なので不要ではという意見もあろうかと思うが、審査に加わっていない議員にお知らせする目的と、執行部にもどういった審議状況だったかを伝える、傍聴者にも伝える、最終的な本会議の会議録にも残るので、後から本会議のところで確認したときに委員長報告でどのような審議がされたのかがわかりやすくなる。

牛尾委員長

もし委員会に附帯決議案が出されたときも、委員長報告に盛り込むよう書かれているので、それが事実として残る。

それと、付託をしたわけだからそれに対する議案の報告はやらないと。一見無駄に見えるところもあるが、それはやむを得ない気もする。

次回今の宿題とそれを含めて4、5、6、7くらいまでいくか。一応認識としてあと6つある。6つ全部はできないだろうから。3つくらいで残りをやるか。行政視察報告の実施あたりは報告会を全員協議会あたりでやるべきではないかという意見がかつてあったので、この辺はもう少し詰めて、行政視察の対処については全議員が共通認識を持つ必要があるので、次回に。

下間書記

政策サポーターと文書質問と。

牛尾委員長

文書質問の政策というのは僕が出したのだが、考えてみれば通年会期制を取っているのだから、文書質問というの逆になじまないかもしれない。国会は休会があるので。執行部に負荷がかかり過ぎるかもしれない。次に4、5、6くらいでやらせてもらって今回の宿題とでよろしいか。できれば任期内に11番までやっておきたい。

ほかに皆からご意見はないか。

(「なし」という声あり)

では次回の日程を決めたい。

《 以下、日程調整 》

牛尾委員長

では次回の日程は5月17日月曜日の13時30分から。議題については本日の宿題と行政視察報告の実施、政策サポーター制度、文書質問の制度化。この四つについて議論したい。よろしく願います。

下間書記

今日の宿題はそのときに発表するか、事前に提出か。どのようなことが考えられるかということ。

牛尾委員長

議員を目指す若者や女性が立候補しやすいものを仕掛けていくという考え方。皆お考えが違おうと思うので一定のまとめができるかどうかかわからないが、もしまとめれば。

ほかにはよろしいか。

(「なし」という声あり)

では以上で終了する。

(閉議 11時40分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

⑩